

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 8 月 18 日 (火) 第 133 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の位置指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 2
- 指定管理者の公募公告 (保健体育課取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社ライフサポート	肝属郡錦江町馬場1110番地	訪問看護ステーション菜の花	肝属郡錦江町馬場998番地1	令和2年7月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第763号

肝属郡東串良町川東4844番地1 楠正水産有限会社代表取締役楠田勇二及び曾於郡大崎町横瀬1628番地 大正水産有限会社代表取締役大和学からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 区域及び区分

- 1 区域 東串良町・大崎町区域（東串良漁業協同組合の地区）

## 2 区分 主として機船船びき網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊関国上西之表港線	西之表市国上字東塩屋峯1176番1地先から同市国上字上崎843番53地先まで	前	6.9～32.0	1,077.5
			後	9.3～44.2	1,070.0

## 鹿児島県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊関国上西之表港線	西之表市国上字上崎843番210地先から同市国上字上崎845番2地先まで	令和2年8月18日

## 大隅地域振興局告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年8月18日

大隅地域振興局長 松藺英昭

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年6月30日	曾於市大隅町岩川5987番地3 津曲高一	曾於市大隅町岩川字中尾6207番2, 6207番4及び6207番8	74.60	4.10～4.15

## 公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
出水市下知識町465番2及び466番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
阿久根市港町24番地  
阿久根石油株式会社  
代表取締役 松崎茂

## 教育委員会公告

### 指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 2 年 8 月 18 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県ライフル射撃場	鹿児島市犬迫町早馬下6313番地
鹿児島県平川ヨットハウス	鹿児島市平川町浜平川6247番地
鴨池公園（運動施設を含む。）	鹿児島市与次郎二丁目 2 番 2 号
鴨池緑地公園（運動施設を含む。）	鹿児島市鴨池新町41番 1 号
鹿児島県総合体育センター体育館	鹿児島市下荒田四丁目47番 1 号
鹿児島県総合体育センター武道館	鹿児島市与次郎一丁目 4 番20号

### 2 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

指定管理者は 1 に掲げる公の施設を一括して管理するものとし、管理の業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 公の施設の施設並びに附属設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の利用料に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、施設等の管理に関して鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

### 3 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 4 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等  
 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ  
 れらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

#### 5 複数の団体等による申請

公の施設のサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

#### 6 申請の方法

##### (1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類

カ その他教育委員会が必要と認める書類

##### (2) 申請書類の提出先

鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

#### 7 申請を受け付ける期間

令和 2 年 9 月 14 日（月）から同月 25 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 9 月 25 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

#### 8 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

#### 9 その他

(1) 詳細は、募集要綱によるものとする。

(2) 募集要綱は、鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和 2 年 8 月 18 日（火）から同年 9 月 25 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。

(3) 申請しようとする団体等は、令和 2 年 9 月 2 日（水）及び同月 3 日（木）に開催する現地説明会に参加すること。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第 88 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 8 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機 1	PA 戦国 BASARA N-5 V	株式会社ニューギン	0P0565

ぱちんこ遊技機	P 野生の王国 5 M-T Y T 8 0 0	株式会社ニューギン	0P0656
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ G A N T Z 2 A T 2	株式会社オッケー.	0P0654
ぱちんこ遊技機	P 真北斗無双 3 S F J	サミー株式会社	0P0589
ぱちんこ遊技機	P 結城友奈は勇者である M A a	株式会社エース電研	0P0674
ぱちんこ遊技機	P フィーバーゴルゴ 1 3 - 2 W	株式会社三共	0P0552
回胴式遊技機	S 南国育ち A 5 - 3 0	株式会社アムテックス	0S0191
回胴式遊技機	S O Z 1 - 0 1	株式会社オズ	9S1302